

中小企業倒産防止共済制度に係る 税制の特例に関する内容の変更について

2024年3月28日（木曜）に【所得税法等の一部を改正する法律】が成立し、2024年3月30日（土曜）に公布されました。その結果、倒産防止共済掛金の税法上の取り扱いについて規定している、租税特別措置法 第28条および第66条の11が改正され、令和6年10月1日以降に共済契約を解除し、再度共済契約を締結（再加入）した場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できなくなりました。

（参考）財務省「第213回国会における財務省関連法律」

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/213diet/index.htm



（参考：改正イメージ）

